

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第14号

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第26条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第31条及び第39条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第42条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第45条第1項中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第49条に次の1項を加える。

4 指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第55条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第70条中「若しくは」を「、」に改め、「共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第29条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第78条第2項中「6.4平方メートル」の次に「以上」を加える。

第86条第3項を削る。

（岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「法第8条の2第2項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第5条の規定による改正前の法（第13条第1項において「旧法」という。）第8条の2第2項」に改める。

第13条第1項中「法第8条の2第2項」を「旧法第8条の2第2項」に改める。

第42条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第63条中「岡崎市条例第62号」の次に「。以下この条において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。」を、「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第17条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第71条第2項中「6.4平方メートル」の次に「以上」を加える。

第79条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第86条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第92条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第99条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

附則に次の4項を加える。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

- 5 第11条第2項の規定は、指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定訪問介護事業者（岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第9条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（第8条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第8条に規定する指定訪問介護をいう。）の事業	当該第1号訪問事業
指定居宅サービス等基準条例第11条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

- 6 第15条第2項の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第13条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
指定居宅サービス等基準条例第15条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 7 第42条第3項の規定は、指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（指定介護予防通所介護に

相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（第39条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第39条に規定する指定通所介護をいう。）の事業	当該第1号通所事業
指定居宅サービス等基準条例第42条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

- 8 第46条第3項の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
指定居宅サービス等基準条例第53条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設生活介護」を「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「複合型サービ

ス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第13条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第20条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第23条第1項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第25条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第31条第1項中「25人」を「29人」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、「、12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第33条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第37条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護の事業に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護の事業の効率的運営が困難であることが認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

「第2節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設生活介護」を「第2節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に改める。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第54条中「以下「指定複合型サービス」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第55条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第56条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第57条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業を」に、「指定複合型サービス（」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第58条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号、第3項及び第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第59条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を

「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

（岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第4条 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第13条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第19条第1項中「25人」を「29人」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、「、12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第22条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、そ

これらの」を「行い、その」に改める。

第23条中「(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)」を削る。

第26条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の効率的運営が困難であることが認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。